

## キャリアコンサルティング約款

2019年5月1日第1版施行  
キャリアサポートオフィス process

本約款は、キャリアサポートオフィス process のキャリアコンサルタント（以下、「コンサルタント」）に、キャリアコンサルティングを受ける方（以下、「クライアント」）が、キャリアコンサルティングサービス（以下、「コンサルティング」）を受ける際に適応されます。本書の内容に同意の上、コンサルティングを受けていただくようお願いいたします。

### 第1条 【コンサルティングの内容】

1. キャリアコンサルティングは、クライアントの職業の選択や職業生活設計、能力の開発・向上を目的としています。医療行為ではありません。
2. 相談内容や状況に応じて、本サービスの中断、終結または適切な専門機関を紹介する場合があります。
3. コンサルティングが常に全ての場合に有効とは限りません。コンサルティングの利用結果、万が一クライアントに不利益が生じても、コンサルタントは責任を負わないものとします。
4. クライアントが未成年者の場合、保護者の許可・同意書への同意が得られない場合にはキャリアコンサルティングの提供をお断りいたします。

### 第2条 【コンサルティングの中止】

1. コンサルティングの利用に関して、クライアントはいつでもコンサルティングの中止を申し出ることができます。
2. 以下の場合には、コンサルタントの判断により、コンサルティングを中止することがあります。
  - 1). クライアントがコンサルティングの料金支払いを怠った場合
  - 2). クライアントが守秘義務に違反した場合
  - 3). クライアントがコンサルタント、または第三者に危害を加える可能性があると判断した場合
  - 4). クライアントが、酩酊状態等、対話が困難な状態で来談された場合
  - 5). 予約時間の過度の変更、無断キャンセルなどが重なった場合
  - 6). クライアントとコンサルタントの信頼関係が維持できないと判断された場合
  - 7). キャリアコンサルティングの範囲を超える相談がなされた場合

### 第3条 【クライアントの責任】

コンサルティングの利用にあたり、クライアントには次の責任が発生いたします。

- 1). コンサルティングの利用はクライアント自身の意志と責任において、判断しお決めください。
- 2). コンサルティングの成果をあげるために、クライアントは必要な情報を率直に提供下さい。ただし、お話になりたくない事を無理に話していただく必要はありません。



- 1). コンサルティング向上の目的をもって、カウンセラーがスーパーバイズ（専門職上位者からの指導助言）を受ける場合。
- 2). コンサルティング向上の目的をもって、カウンセラーがケースカンファレンス（専門職間の検討）をおこなう場合。
- 3). 本サービス向上や学術研究の目的をもって、統計資料として使用する場合。
3. また、以下の項目に該当する場合は個人情報を開示することがあります。
  - 1). クライアントから、書面上にて情報開示の同意を得た場合
  - 2). クライアントが自殺をする意思を表明し、実行する可能性が非常に高いとコンサルタントが判断した場合
  - 3). クライアントまたは第三者の生命が危険にさらされるおそれ、または、著しい法令違反があるとコンサルタントが判断した場合
  - 4). クライアントまたは第三者が虐待を受けている可能性または、虐待の危険にさらされる可能性があるとしてコンサルタントが判断した場合
4. その他、個人情報保護につきましては、ホームページ上に掲載の「個人情報保護方針」を一読頂きご理解下さい。

#### 第9条 【コンサルタントの禁止事項】

コンサルティングの提供に当たって、コンサルタントには次の行為を禁止しております事ご理解ください。

- 1). クライアントから、料金以外の金銭、物品を受け取る事
- 2). クライアントと、キャリアコンサルティング以外の契約を交わす事
- 3). クライアントと、コンサルティング以外の場面でお会いする事

以上

私は、上記約款を読み、キャリアコンサルティングを受けることに同意します。

日付                      年                      月                      日

住所

---

氏名

---

電話番号

---

(保護者署名)

---